

官報

主要目次

省令 従前の規定による大学の修業年限の短縮に関する省令 一七三 護衛署の名称、位置及び管轄区域の一部改正 一七三 皇太子殿下の御在所 一七三 親和銀行第二さくら定期預金の細目等 一七三 石神村農業協同組合特別定期貯金の細目等 一七三 三葛農協第二回新生定期貯金の細目等 一七三 三徳無盡割増定期預金の細目等 一七三 第二回松江信用組合平和定期貯金の細目等 一七四 北見信用組合第二回幸運定期貯金の細目等 一七四 予防接種液の再検査の結果可と判定されたもの 一七五 同右 一七五 食糧管理法の施行に関する件の一部改正 一七五 航路標識の新設、改廃、その他船舶の航行に關して必要な事項 一七五 訓 令 遊休物資活用手續要領の一部改正 一七六 官庁事項 昭和三十二年第四・四半期予算使用の状況報告 一七九 農商産業省公告 昭和三十二年工業技術庁附磁器試験所伝習生募集 一八一

省 令

文部省令第五号 学校教育法第九十八條第三項の規定に基づき、従前の規定による大学の修業年限の短縮に関する省令を次のように制定する。 昭和二十五年二月十八日 文部大臣 高瀬莊太郎

従前の規定による大学の修業年限の短縮に関する省令 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八條の規定により存続する大学(以下「従前の規定による大学」という)の課程と学校教育法第一條による大学の課程とを一つ大学において、それぞれの課程の卒業期が同一の時期となるときその他特別の必要があるときは、その大学があらかじめ定

護衛署の名称、位置及び管轄区域(昭和二十四年國家公安委員会告示第一号)の一部を次のように改正する。 昭和二十五年二月十八日 國家公安委員会委員長 辻 二郎

小金井護衛署 東京都北多摩郡小金井町東小金井 小金井町所在の学区正門から道路に沿い東小金井ゴルフ場沿いの道路に至り、北へ道路の線を川越街道に沿い、官舎角から学区外に南へ学区正門に至る区間の外、東京都に所在する武蔵陵墓地の区域の外、

常盤松護衛署 東京都澁谷区常盤松町一丁目 常盤松町一丁目を「常盤松護衛署」に改める。 備考一 中「小金井護衛署」を「常盤松護衛署」に改める。 備考二 次のように改める。 一 葉山御用邸、那須御用邸、沼津御用邸及び高輪南町御用邸並びに東京都に所在する武蔵陵墓地、豊島岡墓地、興意親王墓及び輪王寺宮墓地の区域は、皇宮警察本部警備部の管轄とする。 第三附図を次のように改める。(附図省略)

宮内庁告示第二号 皇太子殿下御在所は、東京都澁谷区常盤松町百一番地常盤松御用邸内に定められ、東宮御所と称する。 昭和二十五年二月十八日 宮内庁長官 田島 道治

大蔵省告示第六号 割増金附貯蓄の取扱に関する法律(昭和二十三年法律第四十三号)第三條及び第五條の規定により、親和銀行第二さくら定期預金の細目等を次のように定める。

告 示

總理府告示第二十五号 自転車競技法(昭和二十三年法律第二十九号)第一條第一項の規定により、自転車競走を行うことのできる市を次のように指定する。 昭和二十五年二月十八日 内閣總理大臣 吉田 茂 青森市及び別府市

附則 この省令は、公布の日から施行する。 昭和三十二年三月三十一日 第三種郵便物認可

昭和三十二年二月十八日 大蔵大臣 池田 勇人 一名 親和銀行第一さくら定期預金 二 條 件 一 契約期間 六月 二 預入金額 一口千円 三 取扱の時期 昭和二十五年二月二十日から同年四月二十日まで。

Table with columns for '等級', '割増金', '支拂開始期日', '印紙税', '備考' and rows for '昭和三十二年二月十八日' and '昭和三十二年三月二日'.

Table with 3 columns: 製成品名 (Product Name), 製造者 (Manufacturer), 製法 (Method). Includes items like 硝子テラト (Glass Terato) and 硝子テラト (Glass Terato).

昭林省告示第百三十四号 (昭林省告示第百三十四号). 昭林省告示第百三十四号. 昭林省告示第百三十四号.

昭林省告示第百三十五号 (昭林省告示第百三十五号). 昭林省告示第百三十五号. 昭林省告示第百三十五号.

昭林省告示第百三十六号 (昭林省告示第百三十六号). 昭林省告示第百三十六号. 昭林省告示第百三十六号.

昭林省告示第百三十七号 (昭林省告示第百三十七号). 昭林省告示第百三十七号. 昭林省告示第百三十七号.

Table for 昭林省告示第百三十九号 (昭林省告示第百三十九号). Columns: 一名 (Name), 二條 (Article), 三 (Item), 四 (Item), 五 (Item), 六 (Item), 七 (Item), 八 (Item).

Table for 昭林省告示第百四十号 (昭林省告示第百四十号). Columns: 一名 (Name), 二條 (Article), 三 (Item), 四 (Item), 五 (Item), 六 (Item), 七 (Item), 八 (Item).

Table for 昭林省告示第百四十一号 (昭林省告示第百四十一号). Columns: 一名 (Name), 二條 (Article), 三 (Item), 四 (Item), 五 (Item), 六 (Item), 七 (Item), 八 (Item).

Table for 昭林省告示第百四十二号 (昭林省告示第百四十二号). Columns: 一名 (Name), 二條 (Article), 三 (Item), 四 (Item), 五 (Item), 六 (Item), 七 (Item), 八 (Item).

Table for 昭林省告示第百四十三号 (昭林省告示第百四十三号). Columns: 一名 (Name), 二條 (Article), 三 (Item), 四 (Item), 五 (Item), 六 (Item), 七 (Item), 八 (Item).

昭林省告示第百四十四号 (昭林省告示第百四十四号). 昭林省告示第百四十四号. 昭林省告示第百四十四号.



昭和25年2月18日 土曜日 第6930号

Table with columns for date, location, and details. Includes entries for 2月6日, 2月5日, 2月6日, 1月26日, 1月28日, 1月29日, 1月17日, 1月19日, 1月20日, 1月22日, 1月11日, 1月11日, 1月12日, 1月12日, 1月17日, 1月19日, 1月20日, 1月22日, 1月28日, 2月6日, 2月6日.

郵政省告示第三十九号
簡易郵便局規則(昭和二十四年郵政省令第七号)第六條の規定に基づき、昭和二十五年一月十六日から次の簡易郵便局を設置した。

訓令
経済安定本部訓令第七号
遊休物活用手續要領(昭和二十三年経済安定本部訓令第六号)の一部を次のように改正する。

国会事項
衆議院
二月十七日の議事日程は左の通り。
議事日程 第十七号
昭和二十五年二月十七日(金曜日)
午前九時開議

昭和25年2月18日 土曜日 第6930号

第四 適合国軍の需要に際し適合国軍のために労働に服する者等に支拂ふべき労務その他の給與の支拂事務の処理の特例に関する法律案(内閣提出)
第五 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第六 水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)

物資の割当に関する手数料等の徴収に関する法律案(内閣提出)
郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

叙任及び辞令
内閣官房副長官 祐一
厚生事務官 星野敏子郎
第七回国会政府委員を命ずる(以上二月十六日)
○総理府
経済安定本部
参議院議員小川友三提出警察官のピストル所持に関する質問に対する答弁書

参議院議員小川友三提出警察官のピストル所持に関する質問に対する答弁書
参議院議員小川友三提出警察官のピストル所持に関する質問に対する答弁書
参議院議員小川友三提出警察官のピストル所持に関する質問に対する答弁書

昭和25年2月18日 土曜日 第6930号

官庁事項
○内閣府
内閣府第四・四半期(昭和24年1月より3月)の整理期間を含む。
昭和二十五年一月十六日から次の簡易郵便局を設置した。

前記当期未定の収支繰入額を繰入の予算額に追加した。
また当期未定の支出繰出額を繰出の予算現額に比し、本年に支出を終わらないうちで繰越される金額は、このうち差引の不用額を生じた。

Table with columns for item, amount, and name. Includes entries for 508,037,761, 473,145,604, 34,892,157, 461,974,067, 474,858,418, 12,884,251, 1,675,795, 508,037,761, 461,974,067, 46,063,694.

Table with multiple columns: 科目, 入, 出, 引当, 繰上, 繰下, 繰越, 繰入, 繰出. Includes sections for 一般會計, 特別會計, 地方交付金, and 外國貿易特別引当金.

Table with multiple columns: 科目, 入, 出, 引当, 繰上, 繰下, 繰越, 繰入, 繰出. Includes sections for 法務府公告, 通商産業省公告, and 裁判所公告.



